

奄美地方の大雨による被災に伴う電話料金等の取り扱いについて

このたびの大雨により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本鹿児島支店(支店長 遠竹 泰)は、このたびの豪雨に伴い、被災及び避難等されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等(※1)の取り扱い

このたびの被災による避難指示、避難勧告によって実態的に電話が使用できなかったお客様(※2)及び建物損壊等で電話が使用できなかったお客様(※3)について、その期間の基本料金等をいただかないこととします。

また、電話料金等の支払期日を1ヶ月延長することとします。(※4)

なお、対象エリアにつきましては、以下の地域にお住まいのお客様となります。

(平成22年10月21日 21時時点)

- ・大島郡 龍郷町(大勝地区及び戸口地区の一部の地域)
- ・奄美市 住用町地域全域及び佐大熊地区の一部の地域
- ・大島郡 大和村(津名久、大和浜、湯湾釜、恩勝地区の一部の地域)

また、今後、被災地の追加があった場合には、同様の措置拡大を行います。

(※1)回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス

(※2)災害対策基本法に基づく「避難指示」「避難勧告」が発出された地域に設置している加入電話等の契約者で、解除までに24時間を越えたお客様

(※3)電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したお客様

(※4)口座振替・クレジットカード支払いのお客様については、自動引き落としとなるため、対象外とさせていただきます。

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による避難指示、避難勧告及び建物損壊によって、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金をいただかないこととします。

但し、元の居住地へ戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

3. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービス以外の電気通信サービスの料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000-116

受付時間:午前9時～午後5時/土曜、日曜、祝日も受付(12/29～1/3除く)